

# 国の貸し付け 借り切っても困窮

## クレジットカードで借金して生活 母の介護費用が払えない

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で困窮した人に生活費を無利子で貸し付ける。国の「特別貸し付け」が始まって2年が過ぎた。利用は累計約1兆8000億円を超えている。コロナ禍の長期化で、上限額まで借りても苦境から抜け出せない人が数多くいる。

「クレジットカードで借金をして返済してある」「車の介護費用が払えない」「アパートを退去しないといけない」「食料を捜してほしい」。

東京都文京区。特別貸し付けの申請・相談窓口となる同区社会福祉協議会に

要資金の「再貸し付け」(一度の返済料や滞り費の支払いで利用)に対し、生活状況が難しくなっているという聞き取る独自アンケートを実施している。關頭の声はその自由記述の一部だ。同社協によれば、「再貸し付け」が終わった人のうち、収入・貯蓄が不十分またはほとんどないという人が約3分の2を占めた。「ほかに支援は」という相談が相次いでいる。子ども

## 迫る返済 免除の条件厳しく

特別貸し付けの返済は2022年末まで据え置かれ、23年から順次始まる予定だ。本人や世帯主が住民税非課税であれば、返済が免除される。ただ非課税の繰引きはかくなり厳しい。東京都文京区の単身世帯なら給与収入が年100万円を超えれば課税される。東京都庁前で困窮者のための食料提供・生活相談を続ける自立生活サポートセンター・もやいの大西運通理事長は「特別貸し付けの返済が不安で、少しでも食費

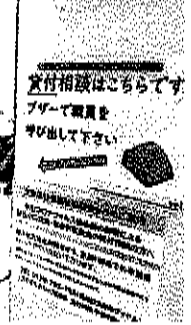
を節約しようと食料支援の列に並んでいる人が実際にいる。返済の負担は重く、生活再建の妨げになってしまっている」と語る。東京都内社協の相談者も「返済免除にたらず返済もできない滞り者が増えるのでは」と懸念する。「もよからカードローンなどの債務を抱えていた人も、多重債務や自死などの悲劇が起るかねない」。

ない。返済免除になった人とも支援のためのつながりは保つ必要がある。正念場だが、対象者の数が多く、支援の手がまわるかどうか心配だ」。

## コロナ禍長期化 生活立て直せず



生活福祉資金の特例貸し付け コロナ禍による休業・失業などで困窮した人への無利子・保証人不要の貸付制度。政府の困窮者支援の柱のひとつ。緊急小口資金(最大20万円)と総合支援資金(最大月20万円×3ヵ月)の2種類がある。一時期は総合支援資金の「延長」「再貸し付け」(各3ヵ月)も認められ、最大200万円借り入れることができた。住民税非課税世帯は返済が免除される。窓口は各地の社会福祉協議会。



貸付相談はこちらです。フリーで職員を呼び出して下さい。

保護の名目、ラス(多重債務、その他法的なトコノ、他) どんなことでもご心配なこと、相談してみたい。自己破産おこなってほしい。相談をのべてほしい。おやすみ曜日、時間帯を教えてください。

▲特別貸し付けを限度額まで利用した人に、東京都社会福祉協議会が実施したアンケートの一環、記事から感じ、生活状況が伝わる。

## 生活保護利用進まず 多重債務のリスク

厚生労働省によれば、2月中旬までの特別貸し付けの利用(約314万件)のうち、上限となる総合支援資金の「再貸し付け」まで借り入れた件数は約60万件に達する。特別貸し付けをこれ以上借りられない人を対象とした支援として、政府は昨年7月から「生活困窮者自立支援資金」の給付をはじめた。単身世帯で月6万円(2人世帯8万円、3人以上世帯10万円)が3ヵ月間支給される。生活困窮者支援に詳しい大阪市立大の五石敬路准教

(編集委員・清川幸史)